

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成29年12月14日（木）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：原田長官官房参事官 他

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、原子力規制庁の臨時ブリーフィングを始めさせていただきます。

本日の案件は、請負契約に係る納入物の検収不備に関する件でございます。

まず、原子力規制庁長官官房会計部門、参事官の原田の方から御説明さし上げまして、その後、御質問の方をお受けするという形で進めさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、原田から説明いたします。

○原田参事官 原子力規制庁の会計部門の参事官をしております、原田でございます。

本日でございますが、平成28年度に原子力規制庁において行いました検収に不備がございまして、誤った手続によって国費を支出するという事案がございました。これを予算執行職員等の責任に関する法律第3条第1項に違反している状態と認めまして、本日、同法第4条第4項による環境大臣から財務大臣及び会計検査院への通知を行ったところでございます。

このような誤った執行がございましたことについて、皆様に心よりおわびを申し上げます。

では、事案の概要について御説明を申し上げたく存じます。座ってやらさせていただきます。

お手元に資料があるかと存じます。請負契約に係る納入物の検収不備に関する件についてという資料でございますが、ここに記載しておりますように、事案は平成29年3月、28年度のことでございます。原子力規制委員会の職員2名、2人とも30代の長官官房の係長級の職員でございますが、彼らが検査の補助者というものになりました。

検査といいますのは、会計上、契約を行いました際に、契約が契約どおりに履行がなされたかというものを調べるものでございます。ちゃんと契約どおりに納品がされたかとか、あるいは物が作られたかとかといったことを調べるものでございます。

これは法令上は大臣が行うということになりますけれども、実務的には、委託を受けまして会計担当の参事官が行うということになっております。契約担当官というものでございます。ただ、実際には、これを補助者を用いて行うということが法令上も認められております。この補助者として命じられておった職員2名が検査に当たったと。その

際に、28年度の請負契約に係る給付の完了というものを確認しないといけない。これに当たって、納品物である成果報告書が契約の仕様を満たしていないにもかかわらず、契約書のとおり相違ないので検査を完了しましたという検査調書を作成して、支出負担行為担当官、要は支払いをする担当官——これもまた会計参事官でございますが——に提出をした。また、請負先に対しては、未納になっている部分、まだ完了していない部分については、後日、瑕疵の補修として結果を提出しなさいということを示しました。これらの行為というものは、会計法令に照らして、適正であるとは認められないと考えております。

もう少し具体的に申しますと、28年度の契約は何かというのは、この下に事案の概要というのが書いてあるかと思いますが、ここに書いてある案件でございます。平成28年度、使用済燃料プールの事故事象の解析、スプレイ冷却特性の評価というものをやる。これはシミュレーションをやるものでございます。これについて、28年度中に、三つのテーマについて、数値データの解析を行おうというものを発注いたしました。その結果が書かれた報告書が提出される、年度内に提出されるはずであるところ、実際には、年度内に解析を終えることができなかつたものですから、解析が終わった一つのテーマ、1項目の結果のみが記載された報告書、これを提出させたと。契約上は報告書を提出すると書いてあるものですから、報告書は提出されたからということで、契約書のとおり相違ないので検査を完了しましたという検査調書を作ってしまう。じゃあ、残る二つのテーマはどうするのかといいますと、後日、報告書は出てきたけれども、欠けている部分があるので、これは瑕疵の補修ということで、追完させればよろしいと考えた。この報告書の提出をもって検査完了という検査調書を作成して、支出負担行為担当官に提出されましたので、これによって支払いがなされたというものでございます。

ですが、会計法令に照らして考えれば、契約書のとおり相違ないということであれば、もともと契約した内容の三つのテーマについての解析の結果が載った報告書が出てくるべきものでございます。報告書が出てきたから、それでよいというものではない。三つのテーマが載っているべきところ、一つのテーマしか載っていないという状態で、完了したという調書を作ることは誤りだと考えております。

もし、そういうことであるならば、28年度中に終わらないのであれば、29年度も引き続き、この契約にのっとって、数値解析等続けるための手続は別にありまして、そちらをやるべきであった。それをやらずに、こういう形で検査調書を作成し、支出に至るというのは誤っておつたと認めまして、会計法令上の問題点というところに書いてございますけど、客観的には給付は完了に至っていないということですから、誤った内容の検査調書が作成されたと認められます。これに基づいて支払いがなされていると。ただし、実際には、残った二つのテーマの解析というものは、12月になって全部そろつたというところでございます。

このような誤った手続があつたという状態が、予算執行職員等の責任に関する法律の

第3条第1項の規定に反すると考えております。

お手元の資料の一番最後に、別紙というのがついているかと思えます。これが具体的な条文でございます。一番上に、予算執行職員等の責任に関する法律というものが載っておると思えます。この第3条第1項では、予算執行職員は検査に当たる職員というものがここに該当いたします。法令に準拠し、かつ予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、支出等の行為をしなければならない。検査も、この支出等の行為、「等」の中に入ってくるものでございます。定められておりますので、客観的に見て、そろっていないものをそろったと書いてしまったということであれば、法令に準拠して検査をやったとは認められませんので、これに反している。したがって、同法の第4条第4項、その下に書いてございますが、各省・各庁の長は、予算執行職員が前条第3条第1項の規定に違反して支出等の行為をした事案があると認めるときは、遅滞なく財務大臣及び会計検査院に通知しなければならないと定められておりますので、この規定にのっとり通知をしなければならないというものであります。

この条文に基づきまして、本日、環境大臣から財務大臣及び会計検査院に対する通知を行ったところでございます。

私どもといたしましては、このような事案があったということ踏まえまして、研究業務の業務管理というものを徹底するとともに、契約業務に携わる者を対象にして庁内研修を行うことによって、再発防止を図ってまいりたく存じます。

事案の概要及び再発の防止については以上でございます。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。質問のある方は、いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、スミさんからお願いします。

○記者 共同通信のスミです。よろしく申し上げます。

いくつかお聞きするんですけども、まず、この職員の2人の方、30代、この方は男性ということでもいいんですよね。

○原田参事官 2人とも男性でございます。

○記者 何か処分とか、懲戒のようなものはかかるんですか。

○原田参事官 現時点では、まだ処分というものはございません。

といいますのは、まずこういう状況、こういう事案があったというところで、通知をした段階でございまして、今後、会計検査院等においてどのような対応があるかといったことも踏まえねばならないだろうと考えております。

○記者 あと、このお二人は、検査の補助者としての業務をされるのは今回が初めてだったわけですか。

○原田参事官 ほかにもやったものはあると存じますが、今回、こういう形で間に合わな

かったというのが初めてだったようでございます。

○記者 これまでも検査の補助者としての業務には当たっていたけども、今回のような、後でフォローすればいいやというような判断に至るような経験というのはなかったわけですね。

○原田参事官 今回の2名の職員、それから、これらの者たちが属している課室でやりました契約について、そろっていないもの、納品されるべきものがそろっていないものというのはあるだろうかということで、過去5年分さかのぼって調べました。今のところ、調べた範囲では、そうしたものは見つかっていない。

なお、こうした、間に合わないということであれば、一般的な手続の話になりますが、例えばそのまま作業を継続してやらせることが契約上有用だ、また、そうせざるを得ない、やむを得ない事情があるというようなことであれば、繰り越しといった手続をとることが可能であります。認められる条件というものはございますけれども、そうしたものがまず考えられたと思います。それに適さないということであれば、年度内にできるところまでということで、契約を変更して、契約上、やむを得ないような事情が生じた場合に内容を変更するというのはございますので、そうした形で、できるところまでで契約内容を変更するといったことも可能だったと思っています。そういう手続をやったことがなかったということもあるかと思えます。

○記者 済みません。それで、あと契約についてですけれども、28年度ですから、28年度中に、当然、シミュレーションをして、解析をして、報告書を提出するというものだと思うのですけれども、まず、使用済燃料プールの事故事象の解析というのは、これは一般的なものなんですか。どこの原発とかというものがあるのか。あと、これは毎年やっているものなのかというのを教えてください。

○原田参事官 これは何カ年かの計画の中の一環でございますけれども、いくつかやっている契約といいますか、研究の中の一つでございます。これ自体は、特定のものを想定しているというよりは、シミュレーションと申しあげましたけれども、理論に基づいて、どのように進展していくのかといった、一定の仮定を置いて計算をさせていくというものでございました。ほかに例えば実験をやっているものとかがありまして、そうしたものと、理論的にやってみたシミュレーションの結果と実験の結果、これを突き合わせたり、組み合わせたりして、より何がどのように起こっていくのかといった現象の理解を深めようということでやったものでございます。

○記者 一般競争入札なので、入札情報でも公開されていると思うので聞きますけれども、この業者というのは、どちらになるんですかね。

○原田参事官 これは大阪のヴァイナスという会社です。ヴはウに点々ですね。ウに点々に小さいアの会社です。

ただ、本件について申しますと、こちらの相手方の業者さんから、これはシミュレーションをやるといいまして、単純にやっていく中で、ソフトウェアの改造が必要にな

るとか、あるいは数値データをうまく扱い切れるかどうかといった問題が出てきて、やり方を考えないといけないとかといったものが出てくる。研究では、そういうことが起こり得ることです。そうした相談を受け、年度内に終わらないという話を受けたときに、先ほど申し上げたような手続をちゃんと踏んでやればよろしいところを、そこに思いが至らなかったものですから、担当者、まずは3月に報告書を出してもらって、それで契約は完了という形にして、あとは瑕疵を補修ということで出してくれというようなことを指示したものですから、このようなことになったと理解しております。

○記者 例えば年度内にやるべき契約が年度内に終わらないとなると、一般競争入札ですけども、例えば減額されるんじゃないとか、そういうことになると、当然、業者としても不利益があるので、そうならないように、何かお金を渡して何とかしたのではないとかという、そういう悪い想像ができなくもないんですけども、そういう、2人の職員と業者との間に何か不正があったとかということはないんですか。

○原田参事官 私どもが調べた範囲では、そういう話はございません。

先ほども申し上げましたけれども、こういう話で、通常は年度内に終わるのが原則でございます。ただ、先ほど申し上げたような、実際やってみて、想定していなかった支障があるといったようなことがある場合には、事故があったということで、繰り越しをするといった選択はあるかと思えます。それに適さないということ、繰り越しに適さないということであれば、今度は契約内容を縮減して、それによって、おっしゃったような、減額した形で、やるべき項目を絞って契約を完了させるというやり方もあったと思います。そういうことに思いが至ればよろしかったのですがけれども、本人たちとしては、「まあ、報告書が出れば」ということでやってしまったというのが問題だと思っております。

○記者 このヴァイナスの方から、ちょっと年度内には終わらなさそうだという相談があったのはいつなんでしょうか。

○原田参事官 3月の初めと聞いております。

○記者 それは今年のですか。年度末ぎりぎりになってということですか。

○原田参事官 そうですね。年度末までということでやっておりましたから、その時点で、間に合いそうにないという報告が来たと聞いております。

○記者 報告書は、全事項を記載したものが12月に提出されたというのは、これは当然今年の12月、今月ということですね。

○原田参事官 そのとおりです。今月の頭ですね。12月1日ですか、1日に来ています。

○記者 済みません、最後に。

研修をして再発防止を図るということですが、どのような研修をされるんですか。

○原田参事官 率直に申しまして、報告書が出ればいだろうという次元のところ、まず問題があると思っております。やはり会計手続というものに対する理解というものに

欠けている部分があるだろうと。会計の手続を踏むための検査の補助者ですとかといったものに命じられたときに、何かをしなければならないのか、どういう役割が求められ、どのような責任があるのかといったことについて、いま一度認識させる必要があるだろうと。その周知徹底を図るための研修という、説明会形式等を含めて研修を行い、また、参考となるべき資料を配ろうと考えております。

○司会 では、ナギラさん。

○記者 毎日新聞、ナギラです。

今後のことで伺いたいんですが、会計検査院と、それから財務大臣宛てに通知ということなんですけど、今後どうするかというのは、誰が決めることになるんですか。

○原田参事官 まずは会計検査院にどのように対応されるかといった話になりますと、さすがに先方の会計検査院における判断ということになるろうかと思えます。ですから、私どもとしては、そちらの判断、どのような対応がなされるのかといったことを踏まえながら、私どもとして、今後の再発防止なり、あるいは関係職員に対してどのような対応をとるべきかといったことを考えねばならんと思っております。

○記者 つまり会計検査が今後何らかの答えというか、結論を出して、それに従って、規制庁としても対応するという、そういうことでいいのでしょうか。

○原田参事官 会計検査院側からどのような話があるかというのは、ちょっと私どもにもまだわかりません、そこは。まずは通知をしたというところでございまして、通知を受けて、何らかのアクションが、対応がとられるのか、ないのか、そこを含めて会計検査院と連絡をとっていくということかと思えます。

○記者 それから、既に説明があつて聞き逃したかもしれないんですが、発覚の経緯のところをちょっと詳しく伺いたいのですが。

○原田参事官 これは10月に原子力規制委員会の方へ情報の提供があったところでございます。3月中に終わっていなかったのではないのかと、内部調査を求めたいという情報提供がございました。私どもとしては、そういうお話がございましたので、調査を始めて、これはどうもおかしいということで、本日の通知に至ったものでございます。

○記者 情報提供ということなんですけど、こういうふうに研究をそのまま民間に委託するというのはたくさんあるわけですよ。その中で、報告書も出されていて、そのある一部分が終わっていないという、かなり細かい話のような気もするんですけど、外部の人が知り得る状況というのはあるんですか。そういう、何かオープンな情報で。

○原田参事官 済みません。ちょっと、そこまでは私にはわかりません。どのような方、中の者かあるいは外の者かというようなお話になるんだろうと思えますが、どなたがその情報提供をなされたかというのは、私どもには正直言ってわかりません。ですので、それを知り得たか、知り得なかったかということについても、正直言って、よくわからないなとしかお答えできないと思えます。

- 記者 済みません。情報提供は、匿名で規制庁の方に提供があったのか、それとも、どなたかからあったけど、それはもちろん言えないと思うので、言わないということなのか、どちらですか。
- 原田参事官 氏名は書いてございませんので、どなたというのはわかりません。
- 記者 じゃあ、匿名で、そういうことがあるんじゃないかという情報提供があったということですか。
- 原田参事官 さようでございます。
- 記者 それから、あと、過去5年分調べたという話がありましたが、これはこの該当する職員2人に関してということですか。それとも、もう規制庁全般に過去5年。
- 原田参事官 この2人の職員と、この2人の職員が属している課室について調べました。まずは一わたり調べてみたというところですので、もっと精査するとどうかというのはあるかもしれませんが、今のところ、そろっていないものはないなど。納入されるべきものというもので、そろっていないものというものは見当たらない。
- 記者 それは、この2人が関連したものに関してということですか。ではなくて、もう全てに関して。
- 原田参事官 この2人と、この2人が属している課とか部門とかがございますよね。
- 記者 はい、はい。
- 原田参事官 どの部門というのは、まだ本人たちの処分も何も決まっておきませんので、さすがに控えたく存じますが、そういった課単位で考えたときに、そこの契約関係の書類を全部見てみたところということです。一わたり見てみたところでは、見当たるものはないと。現時点ですすね。
- 記者 あと最後に、結局、今回、最終的にはきちんと研究結果が出て、今月提出されたということで、一応、この契約はこれで完了ということになるんですか。全てお金も払って、予想していた結果も入ったので、これで一応終わりなのかということですね。
- 原田参事官 支払いの方は4月の時点でなされておりますけれども、期待しておった結果というものは出てきたと考えております。
- 記者 例えばお金の返金がどうか、そういったことは、今のところはないわけ、それも会計検査院次第ですか。
- 原田参事官 現時点では、予定しているものはございませんが、会計検査院において何らかに対応されて、必要があれば、それはそれで考えねばならんものと思います。私どもとしては、やろうと思っておった研究といいますか、研究のために依頼した解析については、成果が出てきたと。また、それだけ日数を要したわけでございますが、その日数を要する原因になった、技術的な課題というものにどう対応すべきかというノウハウも得られたと考えております。
- 記者 済みません、もう一点だけ。
これは規制庁始まって以来の、一応、トラブルではないですけど、そういった問題だ

ったのでしょうか。この趣旨の話は。

○原田参事官 こういう通知をしたのは初めてだと思います、当庁では。

○記者 では、シゲタさん。

○記者 NHK、シゲタです。

先ほどの質問と重複してしまうかもしれないんですけども、これは昨年度で終わっていた場合と、実際は今年度中も研究をしていたというところで、払う金額というのは変わらないんですか。

○原田参事官 やる作業に応じて払っておりますので、その点では変わらないと考えております。

○記者 成果に対してお金を払っているだけであって、年度をまたいだとしても、それはお金を払わないという理解でいいということですか。

○原田参事官 現時点では、変わらんと考えております。

○記者 分かりました。

あと、先ほどこのお二方のお話の中で、思いが至らなかったという発言を何度かされていたと思うんですけども、2人で何でこういう判断をしてしまったのかという、詳しい話は聞いていらっしゃいますか。

○原田参事官 両名から話を聞いております範囲では、率直に言って、どう対応するのかなというのがあったんだと考えております。どう対応するのかなというので、契約書等を見ている中で、出すものとしては報告書と書かれておりますから、報告書、あと電子的な記録ですか、紙のものと電子的な記録を出しなさいと書いてあるから、じゃあ、それをまずは出させようと思ったと聞いております。

○記者 先ほどおっしゃったのは、契約の変更とか、そういう手続、本来とるべき手続があるというのを2人は認識していなかったということだということなんですか。

○原田参事官 そちらの方で、ですから、思いつかなかったということです。

○記者 分かりました。

最後にもう一点お伺いしたいんですが、先ほど規制庁としては初めてじゃないかという話があったと思うんですけど、他省庁では、こういうケースというのはあるのですか。

○原田参事官 済みません。他省庁のことまでは、さすがに私どもには分かりかねます。

○司会 では、ワタナベさん。

○記者 時事通信のワタナベです。よろしくお願いします。

先ほど、今後会計検査院とかがどういう対応をとるか、ちょっと分からないということでしたけれども、法令上は、これ、通知をした場合に、こういう対応が想定されるというのは、何かわかる部分はないのでしょうか。

○原田参事官 場合としては、いろんな可能性があるんだろうと思いますけれども、会計

検査院において、改めて検査をなさるといった可能性もあるだろうとは思いますが。

○記者 もう一点なんですけれども、これは昨年度が終わった段階でデータが三つのうち一つしかないわけですから、このデータを使おうと思う人は、「あれっ、一つしかないぞ」というふうに気づくような気がするのですけれども、それは内部では問題にはならなかったんでしょうか。

○原田参事官 テーマ三つと申し上げたんですが、実は、このテーマの中に幾つかのケースがあるんです。シミュレーションと申し上げましたけど、例えば報告書に書かれておいたテーマ1ですと三つのケースがあるといった具合になっております。全部がそろっていない部分といったもので、書けていないとか、あるいは、実際、検査をやっている者の方も、研究をやりつつ話をしておりますので、ここまでのことは分かっているんだとか、じゃあ、これ受けて、次にどういう研究を進めていこうかというのは、ある程度見通しを持ってやっておりますから、検討自体は進めていけるわけです。4月以降も、どこまで進捗したのか、報告書としてまとめて書ける段階まで至っているかというのは別として、ここまでの結果が出ているとか、こういうところに技術的な課題があるとかというやりとりをしながらやっておりますので、その点では進めていけた、そういう流れでございました。

○記者 じゃあ、内容については、ここまでできているから、この先こうしようというのはできたけれども、その人たちも、契約上どうなっているかという部分、検収がどうなっているかというところまでは、ちょっと思いが至らなかったということなんですか。

○原田参事官 検収のところで、こうやってくれと言った当の本人ですから、はい。

○記者 分かりました。

○司会 それでは、アベさん。

○記者 日経新聞のアベです。

1点お伺いしたいんですけれども、もう、もしかしたら出ているかもしれませんが、要は問題になっている補助者のお二人が、思いが至らず、そういう手続について分からなかったということですから、補助者をマネージングする担当官がいるというように表記がありますけれども、この担当官については、これは問題ではないんですか。

○原田参事官 担当官の表記というのは。

○記者 担当官、それを意図しているかはわからないですけれども、この※1で、そういう補助者を、これで……。

○原田参事官 契約担当官というのは、会計の参事官でございます、これ。会計の参事官が全てを見るということは無理でございますので、法律上は、この契約担当官、あるいは補助者、命じた補助者がやるという形になっておりますので、そこから報告が上がってきて、支出といったものに今度はつながっていくという仕掛けになっております。で

すから、検査を実際にやった者が正しくやるというのが一応前提になっています。では、その内容が本当に正しいのかというのをどうやって見るかというのは、実は、ありていに言いますと、原課において担当者たちが検収をやるわけですね、検査を。それで、そろいましたよというようなものは、まさに研究なら研究という業務の進捗の管理の話になりますので、そこの中で見るというものが一つ。もう一つは、じゃあ、会計の扱い上、本当に適正に行われているのかというので、どのように見ていくべきであったかというのがもう一個あるかと思います。

○記者 なるほど。

補助者は、この担当の人には何か相談とかはなかったですか。こういう、ちょっとわからないんですけど、ちょっと、どうやればいいんですかというような。

○原田参事官 担当といたしますと、会計のですか。

○記者 そうですね。この問題になっている補助者というのは、そういう手続について知らなかったというのは、知らないなら知らないなりに対処の仕方があると思うんですけども、上の人にちょっと教えてくれとか、そういうのはなかったんですかね。

○原田参事官 それはなくて、どうも本人たちがこれでよいと思っておったのです。ですから、そこに問題があると。報告書は出るんだからということで了としてしまって、報告書に欠けるところがあるんだから、契約書に書いてあるとおおり、瑕疵を補修させると理解している。それは、報告書が出たこと、形として出たことをもって契約了とできるのかといたら、それは違うだろうと。それは、法令に準拠して、支払い等の行為を行った、検査を行ったとは言えないでしょうということでございます。

○記者 分かりました。

○司会 シゲタさん、どうぞ。

○記者 2回目で済みません。NHK、シゲタです。

今のところを確認したいんですけども、このお二方は、もちろん手続として間違えてしまったかもしれないんですけども、それにこれでいいよという判を押す方が多分いらっしゃると思うんですけども、その方、どういうチェック体制をしているんですか、これは。

○原田参事官 検査調書というのは、検査をした者が判をつけて出すんです、これは。です。それはもう正しいという前提でやっています。

○記者 逆に、その方たちが見落としとかミスをした場合、そういうのをチェックする体制になっていないということですか。

○原田参事官 実際に見るとすれば、その者たちが見る、それだけの役割が期待されているということだと思います。

○記者 つまり、チェック機能、ダブルチェックみたいな機能がないということですよ。

○原田参事官 そのために2人つけておるわけでございます。

○記者 まだ処分についてどうこう言うレベルではないという話だったんですけども、責任はどこまであるとお考えでしょうか。

○原田参事官 まさに、これから会計検査院等における対応等も踏まえて、そこは考えねばならんものだと思います。

○司会 それでは、スミさん、どうぞ。

○記者 済みません。スミです。

これは検収で、さっきのシゲタ君の質問にもありましたけど、上司の決裁というのはないんですか。

○原田参事官 検査調書そのものについてはないです。ただ、こういう検収をしましたよというのは、原課においては上がっていくものだと思います。

○記者 報告書を受け取って、それが適正であるというような部分については、例えば報告書が全くでたらめであるという可能性もあるわけですよ。それは悪意を持ってやられた場合はわからないかもしれませんが。そうした場合に、一応、報告書をさらっとでも確認して、ちゃんとしたものですねというような手続というのは、ないものなんでしょうか。

○原田参事官 一応、報告書は見るのは見ておりますけれども、中までつぶさに見ているかというのは、そこまでは見ていない。

一方で、今おっしゃったような話からすると、その出てきたものをもとにして、じゃあ、次はどのようにしていくのというので見ていくわけですね。業務の管理という点でいくと、じゃあ、これは出てきたんだと、次はどのようにやるんだと、その検討に入っていくわけです。その検討に入るときに、本当に、全く抜けているという状態であれば、ある程度はわかるかもしれませんが、先ほどどちらからか御質問を頂いたように、五月雨に話が入ってきますし、少なくとも報告書に書いて出てきたものをもとにした検討というものは進んでいきますし、それ以外の2テーマについても、五月雨に出てくるものをもとにして、こんな話がということで、話はしていきますから、そこまではわからなかった、そういう経過でございます。

○記者 マスコミ自身が組織的にいいかげんなくせに、あまりごちゃごちゃ言うのもどうかと思うんですけども、仕事なので聞きますけど、報告書は一応今年の3月に提出されて、4月以降の扱いというのはどういうものだったんですか。誰かの目に触れる、一応、報告書として出ていますよという状態で、どなたか報告書を使って研究する部署が実際に使っていたとか、そういう状況があったのか、それとも、まだ未完成みたいな感じで、どこかにしまっていたとか、どういう状況だったんですか。

○原田参事官 参照はできたらろうと思いますが、実際に、これを参照して研究をする人というのは、かなり専門性が高いものですから、実際上は、この担当だったろうと見ております。つまり、ほかの人たちがこれを参照してという話では必ずしもないものだった

たと考えています。

○記者 ごめんなさい。そもそもの私の理解が足りていないかもしれませんが、この職員の方の担当部署、今言えないというのはわかるんですけども、いわゆる会計課的な、特に契約だけをやっているところではなくて、実際、例えば審査であるとか、研究であるとか、そういうことをされているところの事務官か技官かわかりませんが、別に会計業務が専門でやっている人ではないということでもいいんですか。

○原田参事官 会計専門ではございません、これは。まさに原課の人でございます。

○記者 じゃあ、別に総務課長が悪いとか、そういうわけではないんですか。

○原田参事官 ただ、こういう理解に欠けるところがあったということ自体は問題だと思いますので、それをちゃんと是正せねばならないだろうと。そのために再発防止をしっかりやっていかねばならないと思いますし、業務管理の中で、もう少し詳しく見ることができるのではないかと考えたことも考えねばならないと思っておるのです。

○記者 これは事務官か技官かというのは言えますか。

○原田参事官 技官です。

○記者 お二人とも。

○原田参事官 そのとおりです。

○司会 じゃあ、どうぞ、もう一点。

○記者 時事通信のワタナベです。

細かい点で恐縮なんですけれども、別紙の資料を見ますと、予算執行職員等の責任に関する法律第4条は、各省かつ各庁の長はとなっているのですけれども、一方で、今回は環境大臣から会計検査院等に通知していますが、原子力規制庁長官からではなくて、環境大臣からなのは、これは何ででしょうか。

○原田参事官 これは法律の読み方の話でして、各省・各庁の長というのは、原子力規制庁は原子力規制委員会の事務局であり、原子力規制委員会は環境省の外局でございますので、それで環境大臣からという形になります。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 では、ゴソウさん。

○記者 日経新聞のゴソウです。

済みません、1点だけ教えていただきたいんですけども、今後の再発防止策のところ、庁内研修を行うとあるんですけども、これまでこういった会計業務に関する研修というのはあったのでしょうか。

○原田参事官 会計業務に関しては、逐次研修は行っております。ただ、今回、こういう形で問題が出てきたということからすれば、改めて周知を図る必要があるし、こういったところに気をつけてくださいというので、正直言いまして、報告書が出てきて、欠け

ているけれども、後から欠けているところは瑕疵の補修でというような理解をするとあまり思っていなかった面もございまして、そうした点も含めて、話をしていかなければならないと思っております。

○記者 逐次あったということは、定期的に、要は担当する方が全員受けるような体制にはなっていたということですか。

○原田参事官 説明をしたりという、講義形式で研修をやったかというのはまた別問題ですけれども、説明をしていったりといったような形でやらせていただいております。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 デミズさん、どうぞ。

○記者 読売新聞のデミズといいます。

念のため、もう多分出ているとは思いますが、今回、ふぞろいな報告書が出たということで、この報告書が、例えば実際の何か審査とかに使われたりとか、そういったこと、多分、未完のものだから、多分問題はないと思うんですけど、何か審査とかで影響はあったりしたんでしょうか。

○原田参事官 審査への影響はないと思います。といいますのは、この研究自体は、ここにテーマが書いてございますけれども、使用済燃料プールにおいて、水がなくなったらどうなるだろうかと。そのとき、水がなくなったときに、スプレーを使って冷却をしようとする。そのときには、どのように現象が進展していくのかということを調べましよう。どんなふうになっていくのかをよく見ましようということでやっていたものの一環です。一環といいますのは、これはシミュレーション、理論に基づいた数値計算をやろうと、数値解析をやろうということでやっておりますけれども、ほかにも実験をやったりといったものがあります。そうしたものと結果を突き合わせたり、組み合わせたりして、理論的にはどのように進展していくというふうに、適用ができるのかといったことをよく調べよう。そうすると、現象というものについて理解を深めることができる。そのようなことでやっておいたものであります。

審査におきましては、安全というものを考えたときに、十分に余裕があると思われる値を用いています。この研究をやることによって、じゃあ、その余裕というものはどういふものであるのかということについて、より理論的に、また定量的に考えることができるようになるというもので、審査で用いる基準をどうこうするという話ではないと考えています。

○記者 分かりました。

○司会 ほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。

どうぞ。

○記者 朝日新聞のオガワと申します。

1点、ちょっと確認なんですけども、代金、約2,570万円の支払いということなんですが、これは一般競争入札の落札価格と同一と考えてよろしいでしょうか。

○原田参事官 そのとおりです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、本日の臨時ブリーフィングは以上とさせていただきます。お疲れさまでした。

—了—